

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるほか、確定拠出年金について企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入、企業型年金加入者の資格を喪失する年齢の引上げ等の措置を講ずるとともに、厚生年金基金制度、国民年金基金制度及び確定給付企業年金制度の改善の措置を講ずるものとする。

第二 国民年金法の一部改正

一 国民年金保険料の納付可能期間の延長

国民年金について、徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とすること。（国民年金法第八十七条の二、第九十三条の二及び第九十九条の四関係）

二 情報収集等業務の委託

国民年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、国民年金基金連合会に委託することができるものとする。 (国民年金法第二百二十八条関係)

三 国民年金基金の加入対象者の拡大

国民年金の任意加入被保険者（日本国内に居住する六十歳以上六十五歳未満の者）が国民年金基金に加入できるものとする。 (国民年金法附則第五条関係)

四 第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等の取扱い

第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等に、当該期間に引き続き第三号被保険者期間等を、保険料納付済期間として取り扱うものとする。 (国民年金法附則第七条

の三の二関係)

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 従業員減少に係る掛金の一括拋出

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合、当該減少に伴い他の事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加相当額を掛金として一括して拋出するものとする。 (厚生年金保

（除法第二十七条及び第三百三十八条関係）

二 情報収集等業務の委託

厚生年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。 （厚生年金保険法第三百三十条関係）

三 厚生年金基金が解散する場合における特例措置

年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例、納付の猶予等の特例を、五年間の時限措置として認めるものとする。 （厚生年金保険法附則第三十三条から第三十五条まで関係）

第四 確定給付企業年金法の一部改正

一 従業員減少に係る掛金の一括拋出

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合、当該減少に伴い他の事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加相当額を掛金として一括して拋出するものとする。 （確定給付企

業年金法第四条及び第七十八条関係）

二 情報収集等業務の委託

確定給付企業年金を実施する実施事業所の事業主及び企業年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。〔確定給付企業年金法第九十三条関係〕

第五 確定拠出年金法の一部改正

一 企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ関係

1 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあっては、当該年齢に関する事項を企業型年金規約に定めることとし、当該年齢は六十五歳以下の年齢とするものとする。〔確定拠出年金法第三条第三項第六号及び第六号の二並びに第四条第一項第二号の二関係〕

2 六十歳に達した日以後引き続き厚生年金保険の被保険者である者のうち六十歳に達した日の前日において企業型年金加入者であった者等について、企業型年金加入者とすることができるものとする。〔確定拠出年金法第九条関係〕

3 六十歳に達した日の属する月以後の期間は、通算加入者等期間に算入しないものとする（確定拠出年金法第五十四条及び第五十四条の二関係）

二 企業型年金加入者による掛金の拠出関係

1 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができるものとし、当該掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更するものとする。 （確定拠出年金法

第十九条関係）

2 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項を企業型年金規約に定めるものとし、当該規約においては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められているものとする。 （確定拠出年金法第三条第三項第七号の二及び第四条第一項第三号の二関係）

3 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日ま

でに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。 (確定拠出年金法第二十一条の二関係)

4 企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることとし、事業主は、企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならないものとする。 (確定拠出年金法第二十一条の三関係)

三 投資教育の継続的実施の明確化

事業主は、企業型年金加入者等が行う運用の指図に資するための必要な措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させることができるよう配慮するものとする。 (確定拠出年金法第二十二条第二項関係)

四 情報収集等業務の委託関係

1 事業主は、加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析の業務 (以下「情報収集等業務」という。) の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるものとする。 (確定拠出

年金法第四十八条の二関係)

2 企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、委託を受けて、情報収集等業務を行うことができるものとする。 (確定拠出年金法第四十八条の三関係)

五 連合会移換者に係る給付

連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、国民年金基金連合会の裁定に基づいて、老齢給付金を支給するものとする。 (確定拠出年金法第五十五条及び第七十三条の二関係)

六 脱退一時金の支給要件の緩和

企業型年金加入者の資格を喪失した後、そのまま個人型年金運用指図者となり二年を経過する等一定の要件を満たす者については、当分の間、脱退一時金の支給を請求することができるものとする。

(確定拠出年金法附則第三条関係)

第六 附則

一 施行期日 (附則第一条関係)

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。

1 第二の四 公布の日

2 第五の二 平成二十四年一月一日

3 第二の一 平成二十三年十月一日までの間において政令で定める日

4 第二の三 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

5 第五の一、五及び六 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 経過措置（附則第三条から第六条まで関係）

この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則第二条及び第七条から第九条まで関係）